

平成27年第2回臨時会総務委員会会議録

平成27年10月13日
午後1時24分～午後1時55分
第1委員会室

出席者氏名

後藤 光秀	委員長	石引 礼穂	副委員長
金剛寺 博	委員	山宮留美子	委員
山崎 孝一	委員	寺田 寿夫	委員
鴻巣 義則	委員		

執行部説明者

市 長	中山 一生	副市長	川村 光男
総務部長	直井 幸男	総合政策部長	松尾 健治
人事行政課長	石引 照朗	企画課長	宮川 崇

事務局

総務グループ 主査 仲村 真一 副主査 矢野 美穂

議題

議案第1号 常磐線佐貫駅名改称事業及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例について

後藤委員長

委員の皆様申し上げます。

本日、傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

ここで、傍聴の皆様一言申し上げます。会議中にご静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日も審議をいただきます案件は、今臨時会において当委員会に付託されました議案第1号常磐線佐貫駅名改称事業及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例についてです。

会議が円滑に進行できますよう、発言は簡潔明瞭に、また、質疑は一問一答でお願いいたします。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第1号 常磐線佐貫駅名改称事業及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例についてです。

それでは、執行部から説明願います。

直井総務部長。

直井総務部長

それでは、議案第1号 常磐線佐貫駅名改称事業及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例についてご説明をしたいと思います。

今回の条例につきましても、直接請求の請求代表者の方から条例制定、請求に添付されておりました条例案そのもの、一字一句たがわず提案をするものでございます。

この条例案に対しまして、5ページ、意見書としまして、市長の意見を提出をさせていただいたものでございます。

条例案につきましても、請求代表者の方から提出があったものでございますので、執行部といたしまして、ご説明を、読んでいただければわかるものだというふうに思っております。

意見書について先ほど提案理由の中で市長のほうから出ておりましたので、前段の部分、5ページから6ページの本件事業の必要性、それと本件事業の経緯、7ページにつきましては、説明のほうは市長の提案理由で既に述べておりますので、割愛させていただきまして、住民投票条例案の内容に関する疑問点及び問題点ということで、若干ご説明させていただきたいと思っております。

この条例案につきましても、仮にこの条例案で実施するという事になった場合、いろんな支障が出てまいりますことから、この条例案につきましても、意見書のとおり整理が必要であるということでございます。

1番といたしましては、住民投票の成立の要件としての投票率ということが記載をさせていただいております。住民投票の結果が市民の総意であると客観的に認められるだけの結果が必要であるというふうに考えておりますので、一定程度の投票率を住民投票の成立要件として規定しておくことが必要であるというふうに記述をさせていただいております。

2番といたしまして、住民投票における投票資格ということでございます。公職選挙法、そして政治資金規正法の中で、通常の選挙の場合の欠格条項が設けられておりますので、選挙制度の整合性を図りまして、公選法等と同様の、例えば禁固以上の刑に処せられた方は一定の期間は投票ができないというような欠格条項を設けるべきというふうに考えております。

3番目といたしまして、住民投票における投票の方法についてでございます。

7条から10条において投票の方法が掲げられておりますけれども、まず7条について、第1項のほうに1人1票の原則が規定してありますけれども、これに加えまして、投票の秘密についての規定を加えるべきだというふうに考えております。

第2項の投票用紙の記載方法ですけれども、投票者がよいと思うものに丸をつける方式、マル・バツをつけるのではなく、賛成の欄、反対の欄を設けまして、そこに自ら丸をつけるという方法が適当であろうと思っております。

また、代理投票についての規定がございますけれども、点字投票についても規定をしておくべきであろうと思っております。また、投票用紙の様式の規定がございませんので、様式の規定が必要と考えております。

それから、8条についてでございますけれども、期日前投票を行うことができるという規定がございますけれども、遠方に滞在している方、それから病院とか施設に入所をしている方、投票当日に投票所へ行けない方や期日前投票所まで行くことができない方などが不在者投票ができるよう、不在者投票の規定が必要であろうと思っております。

それから、9条と10条につきましては、双方相矛盾する規定が出ておりますので、9条の規定には十分な精査が必要であると思っております。10条の5号についても、丸の記載のみにすべきであるというふうに考えておりますので、賛成、または反対の欄、いずれにも記載したもののについては無効にすべきと考えております。

そのほかの疑問点ということで、4番のほうに掲げさせていただいております。

付議に係る市が有する情報を整理した資料というのが何を指しているのかちょっと判然としないということ。具体的な資料がどのようなものがあるのかはっきりしないと情報公表ができないということでございます。

また、2項のほうで、事案についての賛否両論を公平に扱わなければならないと書いてありますけれども、市の有する情報も賛否両論の両者の属する情報が必ずしも均等に存在するというとは限りませんので、ある一方の情報を公表した結果、公平でないというような指摘がされることも想定をされますので、厳密な文言の精査が必要であるというふうに思っております。

16条の委任規定につきましては、第3条の1項のほうで、住民投票は市長が執行するという規定をされており、選挙管理委員会に委任する事務は市長の権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務についてですので、施行規則の制定を委任するものではございません。16条についても精査が必要であると思っております。

さらに、条例案につきましては、常設を前提とした条例ではございませんので、附則において条例の執行規定を設ける必要があるというふうに考えておりますので、指摘をさせていただきます。

以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

本会議での質疑もありましたので、余りダブらない形で質疑したいと思います。

まず私は、市長意見書の7ページに、本年3月にこの最も費用を削減できる見込みの時期とスケジュールや諸手続が判明しましたと記載されております。ここで言う、このスケジュール、諸手続についてはどういうものなのかお願いをいたします。

宮川企画課長

3月にJR水戸支社の方から消費税改正時期に合わせて改称をすれば経費を削減することができるというお話をいただきました。

その後、それを改称するためには、29年4月1日に改称するためには、1年8カ月程度、JRでも準備期間、工事期間が必要ですよという前提の上で、いろんな諸手続があるということをお伺いしました。その一つが中に出ております覚書を締結して、今後やっていく基準などを協議していく必要があるということ。それから、覚書の後には協定書というものを結んでおく必要があるということ。協定書を結ぶということは、JRさんからすれば、工事を開始するためのいろんな手続を行う準備をするということですので、そういうことがあると。ただ、最後には、協定を結んだ後に、国、関東運輸局のほうに届け出をします。その届け出をした後、受理をされて初めて改称になるので、覚書、協定、届け出というようなスケジュールというか手続があるよということをお伺い、その時点ではいたしました。

金剛寺委員

そうしますと、今回の市長意見書の8ページにもあります、この5月に結んでいます覚書、その後、8月19日に施工協議書というのをあるというのを、私もすみません、初めてここで知りましたけれども。その後の協定、9月9日の協定ということになるわけですが、もう1年8カ月の時期を要するということがここで言われているわけですから、既にこの8月ないし9月初めには協定書を結ばないといけないということがこの時点ではっきりしたんでしょうか。

宮川企画課長

仮に29年4月1日に改称をするという場合は、先ほど申し上げた手順でやらないと、JRとしては間に合わないということ、ということに私は理解しています。

金剛寺委員

そうしますと、市は、一番費用の削減できる29年4月に駅名を改称するというので、もうこのスケジュールどおりでいこうということはこの時点で確認をされたのでしょうか。

松尾総合政策部長

正式な概算費用については、4月になってからお示しをいただきました。3月の時点では、29年3月のダイヤ改正等に合わせた場合よりも費用が削減できる見込みがあるというお話を伺いましたが、実際の概算費用をお出しいただいたのは4月になってからです。それで、その4月に概算費用をお出しいただいた後、最も費用が削減できると判断される29年4月に向けて駅名改称の進め方を進めていこうというようなことが市の内部で決定をいたしました。

金剛寺委員

3月議会のときに、もう3月5日の時点で何名の方が佐貫駅名について一般質問をされていますけれども、そのときに費用について、部長からの答弁でも、既に3億3,000万という明快な回答ではありませんでしたが、最高と言われる額の半分程度には圧縮できるという答弁をされていますので、既にそのときに3億近いというのは想定できるわけで、既にそういうニュアンス的な答弁はJRからあったのでしょうか、そのときに。

宮川企画課長

4月に仮に改称となれば、龍ヶ崎市が駅名を改称しようとしまいと、JRにおいていろんなシステムを改修をすると、そういうことがあるので、もしこの時期に、4月に龍ヶ崎市が改称するのであれば、その改称に関する費用、約1億7,000万円程度というお話をしていましたが、ぐらいは、これから精査しないとわからないけれども、減額できる可能性がありますよというお話をいただきました。

そういうところから、5億300万円ですか、それまで。でしたので、およそ3億3,000万円程度かなと、引き算をすればわかるので、そういう形で答弁はさせていただいたということになります。

金剛寺委員

そうしますと、それに向けて、市は改名に向けて、内部的には決定されていないのかもしれないんですけども、されたというふうに理解するんですけども、それらについて、3月に既にそういうスケジュール、諸手続がある程度判明したわけで、一つは、今回、二元代表制と言われているわけですけども、議会に対してはどういう報告というか、こういうものについての報告をされたのでしょうか。

川村副市長

この議会への提案ということでもありますけれども、4月に市議会議員の選挙がございましたので、それを待って、早々に議会には報告しようということで考えていました。その後ですねやはり住民の方に、費用の負担の問題とスケジュールの問題がある程度明らかになったので、それをまず市民の方にお知らせしようと。そして、その後、並行して6月議会がありましたので、6月の議会に提案をしていこうという形で進めてこれまで来ました。そういうことであります。

金剛寺委員

私も議員になって初めて、この地方創生の文書をいただきまして、この中に平成29年4月1日が駅名改称の目標としてもう既にここにされていますので、こういうスケジュールがですねその他、覚書についても議員の知らない間に結ばれて、初めて知ったというようなことも私もありますので、こういうスケジュール、諸手続については、まず市民にというより、まず議会に対しても説明がされるべきだと思いますけれども、いかがですか。

川村副市長

先ほども申しましたが、市議会議員選挙がございましたので、それが終わった後に、私のほうから一軒一軒、議員さんのお宅を訪問しまして説明に回ったということがございます。一応先ほど提示された資料をお持ちしながら説明してきたというような状況でございます。

金剛寺委員

市民への説明についてお伺いします。政策情報誌の2014年12月号の6ページに駅名改称に向けた時期別対応工程というのが書いてあります。これは、佐貫駅名の影響度調査の最後のページにのっているものと同じですが、その中に、政策の情報公開ということで、政策検討過程、市民への連携過程の見える化ということで、この改称準備期の中に提起されていますが、これは市民に対する説明というものではないのでしょうか。

宮川企画課長

これは影響度調査の業務委託の中の成果品の、私の持っているこの表なんですけれども、あくまでも書いてありますとおり、例えば試案ということにして、このとおりやるとか、このとおりやりますということではない。こういうような影響度調査の結果がありましたというお知らせというふうに捉えていただければと思います。

金剛寺委員

わかりました。

あと、3月議会のときの一般質問の中には、アンケート調査について提案された議員さんもいると思いますが、これについて、アンケート調査をするという選択肢はなかったんでしょうか。

中山市長

アンケート、3月議会の時点ではアンケート調査をするというような予定はございませんでした。

金剛寺委員

この3月時点ではなくても、この駅名改称を進めるに当たって、改めてアンケートをとるという政策というか、施策は考えていなかったんでしょうか。

中山市長

選択肢としてアンケート等の検討はいたしましたけれども、その後の経緯として、まず市議会議員選挙を挟んで、市民の皆さんにいち早く伝えなければならないという状況になったことは先ほどの説明のとおりでもございますので、その中で、市民の皆さんとの意見交換会の後には、すぐ第2回定例会が、6月議会が開催されたという経緯もありまして、そのスケジュールの中で、アンケート調査等は実行することは考えておりませんでした。

以上です。

金剛寺委員

そうしますと、市民の意思確認という点では、意見交換会というのは4回設けられています。それだけで意思の確認ができたと言われたということでしょうか。

中山市長

これは、これまでの質疑等、議会の中でも何度も申し上げておりますけれども、やはり公約としてスタートしたところでもございますので、その後、議会の答弁、質問の中でも何度か答えているところでもございます。そして、その質問の中で答えた中にも、やはり私自身は、市民の様々な意見を聞いて、それを政策に実行するのが政治家としての務めでもございますのでそれだけということではなくて、もうあらゆる機会を通して様々な形で市民のご意見は何っているところでもございます。

そして、その後、4月に議会議員の選挙があったわけでもございます。これも選挙でございまして、最も民意を反映する形の選挙ということで、その結果を受けた議員の皆様、直ちに、最初の議会で議決をいただいたという経緯もございまして、そういうことで、様々な意見を聞いた議員さんの判断ということもございまして、それだけということではないと私は考えております。

金剛寺委員

すみません、別件でもう一つお尋ねします。

先ほどの本会議の質疑でも、多様な意見の選択肢ということは何人かの方から言われていたんですが、私は、この事業が、このやる時期、29年4月と、あと費用と結びついて初めて一つの事業としてなっているわけで、それについての賛否を問うということでもあります。駅名変更という点については多様な意見があるかもしれませんが、この事業そのものについての選択肢をとっているわけで、これは反対と賛成しかないと思いますが、いかがですか。

松尾総合政策部長

委員からは今そういったご意見が出ましたけれども、私たちは、この意見書に書いたとおり考えております。

後藤委員長

ほかにありませんか。

鴻巣委員。

鴻巣委員

これ金剛寺委員がね、議会の説明どうのこうのと言ったけれども、私らさっき、執行部からも選挙があったからと言っていたけれども、その前の年に佐貫の駅名改名についての調査をやるということで、議会で議決しているわけですよ。そのとき、当時の会派、未来だったかなそれは、そのあれに反対しますよ、それからたつのこ山の遊具も反対しますよというチラシまでつくっているわけだから、そういうことがあることを知らなかったということは、これは通らないんだよ。必ずそのときも出しているし、そのときやっているんだから。その時点で住民投票を出すんなら、これはわかる、つくばと同じで。そうじゃないんだから。6月でも議決しているんだから、今さら6月の議決でもらったのに、なおかつ住民投票をやれということになれば、これは、俺らに言わせれば議会軽視というふうには言わざるを得ないし、議会の説明というのは、もうその前の段階からきちんとやってきているわけなんで、これは執行部も自信を持ってそのことは言ったほうが俺はいいと思う。選挙後のことばかりじゃなくてね。別に答弁はいりません。

後藤委員長

ほかにありませんか。

石引委員。

石引委員

私は、住民投票自体については賛成しているんですが、今回の駅名改称及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例については、駅名改称とともに行われる佐貫駅周辺整備構想この内容が余りにもまだ市民に理解されていないと思っているんですね。駅名改称とその費用だけが情報としてちょっとひとり歩きしているんじゃないかと感じています。

このような状態で住民投票を行うというのは、情報の公平性に欠けることであると私は考えておりますので、私は今回の住民投票条例については反対します。

以上です。

後藤委員長

ほかにございませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

別件で意見書の8ページにある関連費用2,000万程度というふうに記述がありますが、この大まかな内訳について回答をお願いします。

宮川企画課長

関連費用でございます。これは道路とかにかかっております佐貫駅という駅名の看板等の改修費用、これが約700万円程度、それから、関東鉄道に關しますいろんなシステムですとか標示板等改修費用で1,500万円程度、約2,000万円程度ということでございます。

金剛寺委員

今回、関鉄の佐貫駅名は残るということでしたけれども、関鉄に関する、例えばバス停の表示とか、そういうのも直されるということですか。

宮川企画課長

関鉄さんとはこれからの協議だと私は考えていますが、通常、佐貫駅が、関鉄の駅が変わるんであれば、JRと同じように龍ヶ崎市が負担するのは当然かと思いますが、今回、関鉄さんに関しては何も変わりませんので、それでも費用は発生するというものですから、その費用についてどうするかというのは、これから両方で協議をしていきたいと思っております。ただ、改称して幾らかかるんですかというのを参考までに見積もりを関鉄さんからいただいたというところであります。

後藤委員長

ほかにありませんか。

【なし】

後藤委員長

それでは、採決いたします。議案第1号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

後藤委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。議案第1号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

後藤委員長

賛成少数であります。よって、本案は否決されました。
以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。
これをもちまして総務委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。